

廃棄物処分場からの排水等の基準見直しについて



The Knights

環境省中央環境審議会循環型社会廃棄物処理基準等専門委員会は、2014年6月24日に開催された第6回会合にて、廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準や特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて、今後、規制を強化する方向で議論することを決めました。

2011年7月、中央環境審議会から、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値を見直すことが適当であるとの答申が出され、2011年10月27日に水質環境基準及び地下水環境基準の変更が告示されました。さらに2014年6月、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについては、環境基準を強化し、カドミウムの基準値0.003mg/lの10倍値である0.03mg/lを排水基準とすること、地下浸透規制においては現行の基準値(0.001mg/l)とすることが適当であるという内容を含むパブリックコメントを2014年6月30日まで募集していました。

こうした情勢を踏まえて、廃棄物処分場の基準についても見直すこととなりました。

具体的な検討項目は、以下の通りです。

- 1) 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準
- 2) 産業廃棄物管理型最終処分場の浸透水の基準
- 3) 廃止時の地下水基準
- 4) 特別管理産業廃棄物の判定基準
- 5) 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋め立て処分に係る判定基準
(遮断型最終処分場へ埋立処分する産業廃棄物の判定基準)
- 6) 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準 等

なお、今後、既存施設がどこまで対応できるか、処分場からの排出や濃度の実態、処理技術の現状等、経過措置の必要性も含め、それらを見極めたうえで検討に入る予定で、現在、環境省では、様々な知見や情報収集、実態調査を行なっているようです。

当社では、排水、下水に加えて、環境水等の様々な種類の水質分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成26年5月30日付 環境省報道発表資料
平成26年7月28日付 循環経済新聞

化学分析箇所 竹下尚長